

議会運営委員会 会議録

日 時 令和4年12月6日（火曜日）

午前11時00分開会、午前11時12分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

(1) 委員会のオンライン開催を可能とする委員会条例及び会議規則の改正について

(2) その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 平石 勝司

委 員 篠塚 昌毅

委 員 鈴木 一彦

委 員 下村 壽郎

委 員 今野 貴子

委 員 勝田 達也

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長 小坂 博

副議長 塚原 圭二

事務局職員出席者

局 長 塚本 隆行

次 長 天貝 健一

次長補佐 小野 聡

主 任 津久井 麻美子

主 任 松本 裕司

傍聴者（0名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長から御挨拶願います。

○小坂議長 本会議終了後の委員会ということですがよろしくお願ひいたします。

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。前回からの継続協議となります。協議事1委員会のオンライン開催を可能とする委員会条例及び会議規則の改正について、協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 資料1の1を御覧ください。委員会をオンラインで開催するためには委員会条例と会議規則の一部を改正する必要があります。改正案につきましては改めて簡潔に御説明いたしますが、お示ししている改正案のポイントは、オンライン開催を可能とする手順を定めることや、オンラインにすることによる他の条項への影響の整理、加えて公聴会を開催する場合の公述人のオンライン参加を認めるか否か、それから参考人を招致する場合にオンライン参加を認めるか否かが主な改正内容になります。改正案の条文の文言につきましては、全国議長会が参考例として示したもので、事務局でも確認はしておりまして、案の通りで問題ないと捉えております。まずは委員会条例の改正案の新旧対照表でございます。第15条の2として、見出し記載の委員会の開催方法の特例を設けるもので、第1項は特例を認める場合の条件を、これまでの議論を踏まえて感染症のまん延や災害等の発生等により参集できない場合に限定し、秘密会はオンラインではできないとしたものです。第2項は、オンライン参加を希望する委員に、委員長への届け出を義務付けるものです。第3項は、オンライン参加を委員会に出席したものとみなす旨の規定になります。第4項は、オンラインでの開催方法等で細かな内容等に関しては、この条例ではなく別に定める旨の規定です。ここまでの第15条は、概ね手続きに関するものになります。続きまして2ページ第18条の規程は、委員が、本人若しくは家族等の一身上に関する事件や利害関係にある事件の協議に加われないというものであり、但し書きで委員会の同意で出席し発言することができるとしています。この条の2項に新たに条文を設けるもので、第1項から朗読いたします。第18条委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。2項前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、

前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。この追加の条文がどういう状況を想定したものかと言いますと、委員長に届け出をした上で既にオンラインで委員会に参加している委員が、ある事件の協議において除斥、すなわちその協議に加われなくなった場合を想定しており、その場合でも委員会の同意によりオンラインで発言できるという内容であります。第21条の規定は、委員会審査に必要な執行部の説明者の出席を求めるというもので、この条の2項に新たに条文を設けるものです。この内容は執行部側が委員会室に参集するのではなく、オンラインで出席する場合の手続きについて規定したものです。第25条及び28条は、委員会が公聴会を開催する場合の公述人に関する手続きについての規定であり、25条第3項に公述人のオンライン参加を認める規定を追加するものであります。これにつきましては、議長会の改正案がフル装備のものであることから、一応お示ししたものであります。前回の議運では非常時においては必要ないのでは、という御意見もありましたので、盛り込むべきか御協議をお願いいたします。第29条は、委員会が参考人を招致する場合の手続きに関する規定で、これにオンライン出席を認める規定を追加する案であります。公述人を同様、これを盛り込むべきか御協議をお願いいたします。なお、先行している取手市議会の条例等では、公述人や参考人のオンライン出席についての規定はございません。以上が委員会条例の改正案で、続いて会議規則の改正案について御説明いたします。資料1の2を御覧ください。第2章委員会の規定において、出席委員に関する措置という見出しとして第87条の2を追加するものです。内容を端的に御説明いたしますと、地方自治法の109条とは常任委員会や議会運営委員会等の委員会に関する規定で、その内の第9項の規定に基づいて定めているのが委員会条例であります。委員会条例に基づいてオンラインで開催した委員会に出席した委員についても、この章の中に規定されている「出席委員」に含むと明記するものです。第110条は、委員でない議員に委員会に出席を求め説明等を聴くことができる規定であり、その説明をオンラインで出来る、とするものです。第122条は、会議室にいない委員は表決に加われない旨の規定であります。オンライン出席の場合はこの限りでないとするものです。続いて第3章の請願に関する規定です。第135条は、請願の紹介議員の出席に係る規定で、オンライン出席を可とするものです。説明は以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○篠塚委員 公述人と参考人については前回も述べたとおり、盛り込む必要はないと思います。

○海老原委員長 今篠塚委員より公述人及び参考人については盛り込む必要がないとの意見がありましたが、いかがでしょうか。

○下村委員 私は篠塚委員の意見に賛成です。

○海老原委員長 公述人及び参考人については条例に盛り込まなくても良いのではないかという意見がありましたがいかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは公述人及び参考人の条文は盛り込まないことと致します。また会議規則については案のとおりということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それではそのとおりとさせていただきます。その他、ございますか。

○天貝事務局次長 ございません。

○海老原委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○海老原委員長 なければ、すべての資料を公表とさせていただきます。

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。